

た 金額を第十八号に規定する期
日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{365}$$

十三 初期利子

す 次 そ が 金 と 平
る 号 の 銀 額 し 成
期 及 翌 行 を 、 十 七
日 び 嘗 休 支 次 七
に 第 業 業 払 の 年 三
つ 十 日 日 う 算 月
い 五 に に 式 二
て 号 支 当 た に 同
同 に 払 た だ よ 十
じ お う る し り 日
い へ と 算 を て 以
。 い く 支 出 支
規 下 は 払 し 払
定 、 、 期 た 期

$$\text{額面金額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

十八 十十
七八六五

払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 利 て を 毎
成 本 面 成 子 、 支 年
十 銀 金 十 を そ 払 三
六 行 額 八 支 の 期 月
年 百 年 扱 日 と 二
九 円 九 う 以 し 十
月 に 月 。 前 、 日
二 つ 二 六 各 及
き 十 月 支 び
百 日 間 扱 九
円 に 期 月
屬 に 二
す お 十
る い 日